

林野火災を予防するため、次の情報の運用を開始します

開始

2026年
4月1日

林野火災注意報 林野火災警報



— 各情報の対象区域や発令時期・単位と“発令時の規制内容”は下表のとおりです —

林野火災“注意報”

対象区域

林野 と その周囲 1 km に含まれる区域
(市内の一部を除く管内※全域)

発令時期

林野火災の予防上、**注意が必要** なとき

発令単位

行政区等単位 (例：○区・○○町など)

規制内容

屋外での
(区域内) 火の使用を控えて ください
努力義務

林野火災“警報”

林野 と その周囲 1 km に含まれる区域
(市内の一部を除く管内※全域)

林野火災の予防上、**危険である** とき

行政区等単位 (例：○区・○○町など)

屋外での
(区域内) 火の使用を禁止 します
罰則適用あり (30万円以下の罰金又は拘留)

※ 管内とは広島市のほか、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和を含みます。

Q 林野火災注意報や警報が出たら、外で火を使う行為の全てに制限がかかるの？

A “制限される行為” と “制限されない行為” があります

以下は一例ですので、詳しくは「運用詳細」の二次元コードを参照してください。

喫煙 (可燃物付近)



とんど焼き



たき火



制限される行為

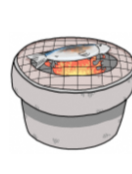
※ 火災と見間違える可能性のある煙や火災を発するおそれのある行為をするときは、あらかじめ、所轄消防署に届出が必要です (本制限が免除される訳ではありません。)

※ 警報等の発令に関係なく廃棄物の焼却に該当する行為は原則禁止されています (農業・林業など一部例外あり)。

バーベキュー



七輪焼き



制限されない行為

※ 他にも火を使用する設備器具を本来の使用方法に従って使用する場合は、制限の対象にはなりません。

(ただし、火の粉が飛散しない形態のものに限ります。)

運用詳細



LINE登録



詳しくは
二次元コードから

広島市内の発令状況は
LINE登録でも確認できます！

※ 「防災・危機管理」を選択



問合せ先

広島市消防局 予防部予防課予防係

☎ 082-546-3476 ✉ fs-yobo@city.hiroshima.lg.jp

ご不明な点等がございましたら、上記にお問い合わせください。